

# 公 告

## 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は平成31年4月9日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成31年4月9日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）カラフルタウン岐阜東敷地商業施設  
岐阜市柳津町丸野三丁目3番3
- 2 意見の概要  
岐阜市長の意見  
・駐車場の出口について